

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成26年1月14日

東広島市長 藏 田 義 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

ゆめタウン学園店

(2) 所在地

東広島市西条町下見4465番1外

2 変更に係る事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の所在地

変更前	変更後
広島市南区京橋町2番22号	広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社イズミ	代表取締役社長 山西 泰 明	広島市南区京橋町2番22号
株式会社マーメイドベーカーリーパートナーズ	代表取締役社長 吉 田 之 彦	広島市中区鶴見町2番19号
有限会社グリーンセンター芳樹園	代表取締役社長 宮 迫 芳 樹	東広島市八本松東七丁目13番12号
株式会社モーツアルト	代表取締役 田 上 友 康	広島市中区堀川町5番2号
株式会社フタバ図書	代表取締役 世 良 與志雄	広島市中区堀川町6番18号

いろは堂株式会社	代表取締役 吉岡正治	岡山県岡山市問屋町19番地103
エイト・レジャー物産株式会社	代表取締役 富田紀一	北海道札幌市北区北28条西四丁目1番12号
株式会社ウォッチ・ビジネス・カンパニー	代表取締役 鍵本優	広島市西区商工センター二丁目3番1号
株式会社さくらや	代表取締役 馬原直史	東広島市西条町御菌字6754番地
株式会社ハニーズ	代表取締役 江尻義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社イズミ	代表取締役社長 山西泰明	広島市東区二葉の里三丁目3番1号
株式会社マーメイドベーカーリーパートナーズ	代表取締役社長 吉田之彦	広島市中区鶴見町2番19号
有限会社グリーンセンター芳樹園	代表取締役社長 宮迫芳樹	東広島市八本松東七丁目13番12号
株式会社モーツアルト	代表取締役 田上友康	広島市中区堀川町5番2号
株式会社フタバ図書	代表取締役 世良與志雄	広島市中区堀川町6番18号
株式会社ウォッチ・ビジネス・カンパニー	代表取締役 鍵本優	広島市西区商工センター二丁目3番1号
株式会社さくらや	代表取締役 馬原直史	東広島市西条町御菌字6754番地
株式会社ハニーズ	代表取締役 江尻義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1

### 3 変更年月日

変更に係る事項	変更年月日
株式会社イズミの住所	平成25年11月25日
いろは堂株式会社の退店	平成25年3月10日
エイト・レジャー物産株式会社の退店	平成25年3月10日

### 4 変更の理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所の変更があったため。
- (2) 小売業を行う者の住所の変更及び退店があったため。

### 5 届出年月日

平成25年12月20日

### 6 縦覧期間及び縦覧場所

#### (1) 縦覧期間

平成26年1月14日（火）から同年5月14日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条栄町8番29号

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成26年5月14日(水)

(2) 提出先

東広島市産業部商業観光課